

## ■当院のがん薬物療法に関する情報共有ツールおよび連携充実加算について

当院では、外来がん化学療法を行う患者さんの治療や情報を病院・保険薬局間で共有できるように、お薬手帳を活用した取り組みを行っています。

### 【患者さんに交付する文書（お薬手帳用シール）】

#### ①お薬手帳用レジメンシール

初回投与の際、薬剤師が指導時に交付します。

#### ②抗がん薬治療情報シール

当日使用する抗がん薬および投与量を記載した抗がん薬治療情報をお渡しします。

#### ③副作用確認シール

副作用発現時にお渡しします。薬剤師が副作用の発現状況を評価し記載します。

### 【保険薬局・病院薬剤科間で使用する文書】

#### ④副作用発現情報提供書

副作用発現時に病院薬剤師が副作用の発現状況を評価し記載します。

患者さまに保険薬局にお渡しするよう依頼しています。

#### ⑤トレーシングレポート（がん化学療法）

がん薬物療法に関し、「緊急性は低いものの情報提供したほうが望ましい」内容をFAXにて集約し、保険薬局と病院間で情報共有を図ります。

※病院ホームページの所定の書式をダウンロードしてご使用ください。

■患者から交付資料について問い合わせがある場合、下記にご連絡ください。

東京都立墨東病院 薬剤科  
墨田区江東橋4丁目23番15号  
03-3633-6151  
担当 PHS : 5555

**外来化学療法加算1（抗悪性腫瘍剤を注射した場合）**

**（新）連携充実加算 150点（月1回）**

**[算定要件]**

（1）化学療法の経験を有する医師又は化学療法に係る調剤の経験を有する薬剤師が、抗悪性腫瘍剤等の副作用の発現状況を評価するとともに、副作用の発現状況を記載した治療計画等の文書を患者に交付すること。

※ 患者に交付する文書には、①実施しているレジメン、②レジメンの実施状況、③抗悪性腫瘍剤等の投与量、④主な副作用の発現状況、⑤その他医学・薬学的管理上必要な事項が記載されていること。

（2）療養のため必要な栄養の指導を実施する場合には、管理栄養士と連携を図ること。

**[施設基準]**

（1）外来化学療法加算1に規定するレジメンに係る委員会に管理栄養士が参加していること。

（2）地域の保険薬局等との連携体制として、次に掲げる体制が整備されていること。

ア 当該保険医療機関で実施される化学療法のレジメンをホームページ等で閲覧できるようにしておくこと。

イ 当該保険医療機関において地域の薬局薬剤師等を対象とした研修会等を年1回以上実施すること。

ウ 保険薬局等からのレジメンに関する照会等に応じる体制を整備すること。また、当該体制について、ホームページや研修会等で周知すること。

（3）外来化学療法を実施している医療機関に5年以上勤務し、栄養管理（悪性腫瘍患者に対するものを含む。）に係る3年以上の経験を有する専任の常勤管理栄養士が勤務していること。

（日本病院薬剤師会ホームページより抜粋）

①お薬手帳用レジメンシール

②抗がん薬治療情報シール

③副作用確認シート

④副作用発現情報提供書

⑤トレーシングレポート（がん化学療法）